

大規模小売店舗を設置している者の変更事項に関する届出

仙北市公告第26号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）で第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、大規模小売店舗を設置している者の変更事項に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年8月8日

仙北市長 門 脇 光 浩

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランマート田沢湖店

仙北市田沢湖生保内字浮世坂26-9

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗における営業時間

変更前 9時00分～22時00分

変更後 8時00分～22時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 8時45分～22時15分

変更後 7時45分～22時15分

(3) 変更の年月日

平成24年8月8日

(4) 上記2の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社タカヤナギ

住 所 秋田県大仙市川目字町東33番地

代表者 代表取締役 高柳智史

- イ 大規模小売店舗の店舗面積の合計 1, 479 m²
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の位置及び収容台数 123台 (添付図面参照)
 - (イ) 駐輪場の位置及び収容台数 43台 (添付図面参照)
 - (ウ) 荷捌き施設の位置及び面積 42.40 m² (添付図面参照)
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容積 65.59 m³ (添付図面参照)
- エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 (添付図面参照)
 - (イ) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯
6時00分～21時00分

2 届出年月日

平成24年8月7日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

(2) 縦覧期間

平成24年8月8日から平成24年12月8日

4 意見書の提出先

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

5 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由